

企画競争説明書

業務名称：タンザニア国キネレジーウブンゴ電力供給強化計画準備調査

案件番号：180557

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：タンザニア国キネレジーウブンゴ電力供給強化計画準備調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間(予定)：2019年3月上旬～2020年2月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2018年12月26日（水）12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年1月7日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年1月18日（金）12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) TZS 1 = 0.049340 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／送变电計画
 - b) 変電設備

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 6.54 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月25日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：送配電・変電

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／送変電計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：送配電

b) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 変電設備】

a) 類似業務の経験：変電

b) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

タンザニア国キネレジーウブンゴ電力供給強化計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／送変電計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 変電設備	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第3 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

タンザニア連合共和国（以下、「タンザニア」という。）は、GDP 平均成長率約 7% の著しい経済成長を遂げており、最大電力需要も 974 MW（2015 年）から年平均 11.1% で増加し、2040 年には 14,330 MW に上ると予想されている（JICA, 2017¹）。同国の発電設備容量は 1,474MW（2015 年）と需要量を満たしているが、一方で送変電設備が不足している。そのため、送配電網は慢性的に過負荷状態で運用されており、18% に上る大きな送配電ロスや、電力需要のピーク時に停電が発生している。

タンザニアの国家開発計画「第二次五か年開発計画（2016/17～2020/21 年）」では、送配電ロスを 2020 年までに 14.0%、2025 年までに 12.0% に削減する目標を掲げており、同目標の達成に向け、ダルエスサラーム市の送配電設備を増強する計画が明記されている。

かかる状況下、JICA は開発計画調査型技術協力「ダルエスサラーム電力システムマスタープラン策定及び全国電力システムマスタープラン（2012）更新」（2014～2016 年）を実施し、その中で 2030 年を目標年次とする「ダルエスサラーム電力システムマスタープラン」の策定を支援した。同マスタープランでは、送配電設備の実施計画の中でも、ダルエスサラーム市内に位置する、キネレジ発電所ーウブンゴ変電所間の送電容量の増強及びウブンゴ変電所の変電容量増強が、特に緊急性及び重要性の高い案件として挙げられている。キネレジ地区では現在、キネレジⅠ発電所（運転中、設備容量 150MW）及びキネレジⅡ発電所（建設中、設備容量 240MW）が送電線に接続されているが、キネレジⅡ発電所は 2018 年内に本格的に運転開始される予定であり、両キネレジ発電所からの安定的な電力供給のために、不可欠であるという理由からである。

上記状況を踏まえ、タンザニア政府はダルエスサラーム市における送変電設備の強化を目的として、キネレジ発電所内開閉設備の整備、ウブンゴ変電所の拡張、キネレジーウブンゴ区間送電線の増強をコンポーネントとする「キネレジーウブンゴ電力供給強化計画」を要請した。しかし、その後、要請あったサイトを調査した結果、ウブンゴ変電所には拡張設備を配置するだけのスペースが存在しないことが判明したため、機構はタンザニア側に対し、代替案の検討も含めた計画の見直しを依頼した。これを受け、タンザニア側は 2018 年 4 月に、ウブンゴ変電所の拡張に代わり、ムブラハチ変電所の新設を提案し、同変電所の新設と、キネレジ発電所ームブラハチ変電所間の送変電線増強をコンポーネントとする支援（以下、「本事業」という。）を改めて要請した。

本協力準備調査は、かかる修正提案に基づき、関連情報を収集し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標：

本事業は、首都ダルエスサラームのキネレジ発電所及びムブラハチ変電所において、変電設備を新設することにより、ダルエスサラーム市内への電力供給の強化を図り、もって経済活動及び市民生活の改善に寄与するもの。

¹「全国電力システムマスタープラン策定・更新支援プロジェクト」（2014 年～2016 年）

(2) プロジェクトの成果：

キネレジ発電所—ムブラハチ変電所区間について、送変電設備が増強される。

(3) プロジェクトの概要：

現時点で想定されるコンポーネントは、キネレジ発電所内開閉設備、ムブラハチ変電所新設のための変電設備一式、キネレジ—ムブラハチ間 220kV 送電線、コントロールビルディング、その他機材など。

(4) 対象地域（サイト）

タンザニア国ダルエスサラーム市

(5) 関係官庁・機関

責任官庁：エネルギー省

(Ministry of Energy。以下、「MOE」という。)

実施機関：タンザニア電力供給公社

(Tanzania Electric Supply Company Limited。以下、「TANESCO」という。)

3. 業務の目的

本業務は、本事業の協力準備調査（以下、「本調査」という。）として、無償資金協力（施設・機材等調達方式）の活用を前提に、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討の上、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、タンザニア政府から要請のあった「キネレジ—ウブンゴ電力供給強化計画」及びその後の修正提案について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、機構がタンザニア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、機構から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的とする。計画内容の策定にあたっては、調査の過程で随時十分機構と協議すること。特に以下の3つの段階においては、我が国側関係者が出席す

る会議に参加し、内容を確認すること。

1) 第一次現地調査 (OD) 前

現地調査実施にあたっての対処方針を確認・協議する。

2) 第一次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 第二次現地調査 (DOD) 派遣前

計画の内容を「準備調査報告書(案)」に取り纏め、同報告書案に沿って、計画内容を確認する。

(3) 既存資料の活用

本事業の必要性・妥当性の検証等に当たっては、機構が過去に実施した開発調査型技術協力「ダルエスサラーム電力システムマスタープラン策定及び全国電力システムマスタープラン(2012)更新」(2014~2016年)の調査報告書等や、本件に関しタンザニア側からこれまで提供あった関連資料を十分に活用し、効率的な調査実施に努めること。

(4) 全体計画の策定及び対象コンポーネントの検討・優先順位づけ

本調査では、キネレジ発電所ームブラハチ変電所区間の開発について、全体計画の策定を行うこと。ただし、タンザニア側は同区間の開発を段階的に行う構想を有しており(下表参照のこと)、本事業においては、全体計画の一部のみを対象コンポーネントに含め、同区間の開発の第一段階として実施することを想定している。そのため、全体計画については概略(F/Sレベル程度)に留め、本事業の対象コンポーネントについてのみ、詳細な設計計画(無償資金協力準備調査レベル)を策定すること。

本事業の対象コンポーネントの検討にあたっては、まず、段階的な開発の可能性・妥当性について十分な検討を行うこと。その上で、複数のコンポーネント案を提案し、本事業の効果、既存計画との整合性、我が国が無償資金協力として本事業を行う際の留意点等を考慮し、各提案の妥当性と優先順位づけを行う。状況に応じて、一部のコンポーネントの変更・削除も検討する。

(表) 段階的な開発の一例

	変電所	送電線
第一段階	・敷地内共用設備整備 ・キネレジ発電所及びムブラハチ変電所の所内開閉設備の敷設 ・全体計画の一部の変圧器の設置	・二回線鉄塔の新設と送電線一回線分の敷設
第二段階	・変圧器の設置 (全体計画のうち第一段階では設置しない分を増設)	・送電線一回線の敷設

(5) 電力セクターの現状を踏まえた技術的検討

1) 主要機材の技術仕様

タンザニア側が標準としている機材の技術仕様を精査した上で、現在の系統規模、構成、周辺環境、メンテナンス体制に適合した主要機材の技術仕様を提案する。特

に、ダルエスサラーム都市部においては、複数の系統強化計画が進行中であることから、最新の需要想定、近隣系統の開発・更新計画及びそれらの機器仕様（特に定格電流、短絡容量）、既存設備の運用状況について検証を行い、今回協力に必要な機器の特定や最適化を行う。

2) 系統解析

系統解析に当たっては、TANESCOによる将来の開発計画についても考慮した上で、通常時や事故時の送電線、変圧器の潮流値、母線電圧が規定範囲内に収まる系統安定度を保てることを確認するとともに、以下の諸点にも着目した系統安定度（定態安定度、過渡安定度）の解析を行う。

- ・ 将来計画を考慮した各設備の主要機器および周辺機器の妥当性
- ・ 事故防止策（N-1電制の適用等）を考慮した各設備の妥当性
- ・ 最過酷故障時（母線故障を含む）の事故電流解析及び系統の周波数解析

3) ムブラハチ変電設備及び関連送電線の段階的開発

上述の通り、キネレジ発電所—ムブラハチ変電所区間の送変電設備及び関連設備の開発については、段階的な実施が想定されている。本調査では、概略設計（F/Sレベル）については全体計画を対象に実施するが、具体的な機材の技術仕様や積算等（無償資金協力準備調査レベル）については、本案件が対象とするコンポーネントについてのみ実施する。

(6) 変電所新設工事計画

変電所の新設にあたっては、工事費用の低減に配慮した上で、施工時の停電範囲・時間を最小化する工事計画を検討すること。

(7) 運営・維持管理能力の確認、技術支援の検討

新設される変電所の TANESCO による運営・維持管理のための予算措置（人件費含む）及び施設のメンテナンス体制について調査で確認する。その上で、TANESCO が直面する運営・維持管理上の課題を把握し、提言を行うとともに、事業計画に反映する。また、メーカー等による技術指導及びソフトコンポーネントの要否・内容を検討する。

(8) 気候変動緩和

本事業はダルエスサラーム市において、変電所及び関連送電線の新設を行うことにより当該地域における電力供給の効率化／安定化を図るものであるが、化石燃料の使用の抑制につながると考えられる場合、気候変動緩和策と位置付けられる可能性がある。協力準備調査にて相手側 TANESCO と認識を共有し、気候変動緩和策に位置づけられるか検証し、該当する場合には本事業による温室効果ガス（GHG）の排出削減（抑制）効果の推計を行う。

(9) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、「JICA 環境ガイドライン」という。）に掲げる送変電・配電セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該

当しないため、カテゴリ B と位置づけられる。一方、今回施工予定の送電線区間は、ダルエスサラーム市内に位置することから、自然社会環境が当初計画時から変化している可能性は否定できない。よって、本調査では JICA 環境ガイドラインに準拠しつつ、プロジェクト地域（特に設備建設予定地域）の自然社会環境の現況を精査するとともに、環境社会への著しい影響を回避するような事業計画を立案する。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯・目的・内容等の確認

- 1) 要請の範囲、内容等について先方の意向を確認する。
- 2) タンザニアにおける電力分野の関連政策、計画、プログラムの内容を確認し、タンザニアの電力セクターの上位計画及び本事業の位置づけについて再確認する。
- 3) 要請内容を無償資金協力で実施するにあたっての必要性、緊急性を、代替案との比較も含め検証・分析する。
- 4) ダルエスサラーム市及びタンザニア全体における他ドナー（世界銀行、アフリカ開発銀行等）の電力分野に係る支援実施状況、今後の予定について確認し、事業の重複を避ける。

(4) プロジェクト名の変更

前述のとおり、本事業はキネレジ発電所—ムブラハチ変電所区間を対象に実施する。タンザニア側の当初の要請プロジェクト名は「キネレジ—ウブンゴ電力供給強化計画」であり、本事業の内容に必ずしも合致しないことから、第一回現地調査の際には、適宜プロジェクト名の変更を検討する。（例：キネレジ—ムブラハチ電力供給強化計画）

(5) プロジェクトの実施体制の確認

- 1) TANESCOのプロジェクト実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。
- 2) 既存変電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツ及び消耗品の調達状況など、技術支援検討の基礎材

料となる現状の問題点を整理する。

3) 上記1)、2)を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

(6) サイト状況（環境社会配慮、自然条件等）調査

本事業の予定対象サイトについては、環境社会配慮及び自然条件について調査する。

環境社会配慮については、上述のとおり、ダルエスサラーム市内の状況が変化している可能性を考慮し、サイト周辺の地域の現況について調査・確認する。

自然条件については、本調査の中で実施する設計、施工（据付）計画、積算について必要な精度を確保するため、必要に応じて実施し、施設・据付計画に反映させる。なお、自然条件の調査については、現地再委託にて実施することも可とする。なお、具体的なサイト状況調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、別紙「自然条件調査仕様書（案）」を参照の上、プロポーザルで提案すること。また、追加的に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

(7) 既設関連設備の現状調査

キネレジ発電所、ムブラハチ変電所及び関連送電設備の増強・新設にあたっては、特にキネレジ発電所や既設送電線設備を中心に、本事業に関連する既存の設備について現状調査を実施し、既存の設備の詳細情報を入手することにより、最適な事業内容・計画策定が出来るよう留意する。

(8) 系統解析

本事業の対象コンポーネントの検討にあたっては、妥当性を確認するため、必要な系統解析を行い、結果を事業計画に反映する。系統解析にあたっては、段階的な開発と一括での開発の両方の可能性を考慮し、それぞれの場合について中長期的な観点で系統解析を行い、対象コンポーネントの優先順位付けと併せて、それぞれの開発において最適な事業計画の提案を行うこと。

(9) プロジェクト内容の計画策定

現地調査の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

更に帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

上記調査及び機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認をとることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 概略設計（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

【施設計画】

制御盤等を設置する建屋新設が想定される。変電所の運転・維持管理に最低限必要な機能・面積を検討し、適切な規模で計画する。

【機材計画】

現在及び将来の電力需給状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。

特に変圧器容量については、短時間及び長時間での過負荷率（日本ではそれぞれ150%、110%程度）の運用実態を調査し、将来に亘り適切な設備容量となるよう留意する。

TANESCOの設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。

協力対象となる既存変電所について、事故歴、施設・機材への影響度、発生原因等を確認し、必要に応じて計画への反映、若しくは先方への提言を行う。

3) 概略設計図の作成

4) 調達・据付計画

- ・ 調達・据付方針
- ・ 調達・据付上の留意事項
- ・ 調達・据付区分（先方負担工事との区分）
- ・ 調達・据付監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

(10) 対象候補コンポーネントの優先順位づけ

対象コンポーネントについて、主に以下の諸点等を考慮のうえ優先順位付けを行い、無償資金協力本体予算規模の見通しに留意しつつ、事業スコープの検討ならびにタンザニア側との調整を行う。

- ・ 対象地域における需要予測の確認と各コンポーネントの裨益効果
- ・ 他援助国・援助機関による支援計画との整合性（重複の回避）
- ・ 各コンポーネントの事業費
- ・ 必要な許認可と所要期間の確認
- ・ 系統安定化への貢献度

(11) 気候変動緩和

本事業が気候変動緩和策に資する可能性につき確認する。なお、必要に応じ、機構の「気候変動対策支援ツール／緩和策 Ver. 2.0」を参照する。

(12) 相手国負担事項

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

(13) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの政府機関によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について確認する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、業界団体等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は免税情報シートとして現地機構事務所に一元集約しているため、調査開始時点で事務所がこれまで収集してきた情報の提供を受けた上で、内容のレビューを行い、必要に応じて補足・修正調査結果については、所定の様式（免税情報シート）に取りまとめ、現地機構事務所に共有すること。

(14) プロジェクトの維持管理計画

タンザニア側が行うことになる協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算で算出した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

(15) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。なお、設計・積算精度については入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、2017年7月に改訂された「協力準備調査設計・積算マニュアル機材編」を参照して積算を行う。

2) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

- ・ 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- ・ 工事量変動にかかるリスク
- ・ 自然条件にかかるリスク（洪水、落雷等）
- ・ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ・ 治安状況にかかるリスク

(16) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを例示し、その差を明らかにする。

(17) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(18) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

(19) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について機構と協議する。

(20) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をタンザニア政府関係者等に説明し、内容（概略事業費を含む）を協議・確認する。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(21) 準備調査報告書等の作成

タンザニア政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 機材仕様書
- 3) 概略設計概要資料
- 4) 準備調査報告書
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7) から(12)を成果品とし、提出期限は2019年2月15日とする。

(1) 業務計画書

提出時期：契約締結日から起算して10営業日以内

- 部数：和文 3 部
- (2) インセプション・レポート
提出時期：第 1 次現地調査前（2019 年 3 月下旬）
部数：英文 12 部
- (3) 現地調査結果概要
提出時期：第 1 次現地調査後（2019 年 5 月中旬）
部数：和文 5 部
- (4) 準備調査報告書（案）
提出時期：第 2 次現地調査前（2019 年 10 月中旬）
部数：和文 5 部 英文 12 部
- (5) 免税情報シート
提出時期：第 2 次現地調査前（2019 年 12 月中旬）
部数：和文 1 部 英文 1 部 データ提出
- (6) 概略設計概要資料（案）
（※完成予想図を含む）
提出時期：第 2 次現地調査後（2019 年 12 月中旬）
部数：和文 1 部
- (7) 概略事業費（無償）積算内訳書
提出時期：2020 年 2 月 15 日まで
部数：和文 2 部
- (8) 機材仕様書
提出時期：2020 年 2 月 15 日まで
部数：和文 2 部 英文 2 部
- (9) 概略設計概要資料
（※完成予想図を含む）
提出時期：2020 年 2 月 15 日まで
部数：和文 1 部及び CD-R2 枚
- (10) 準備調査報告書：
（※完成予想図を含む）
提出時期：2020 年 2 月 15 日まで
部数：和文（簡易製本版）2 部及び CD-R1 枚
英文（製本版）8 部及び CD-R3 枚
- (11) デジタル画像集
提出時期：2020 年 2 月 15 日まで
部数：CD-R2 枚（デジタル画像 40 枚程度）
- (12) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
提出時期：2020 年 2 月 15 日まで
部数：英文データ提出

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (7) については 2017 年 7 月に改訂された「協力準備調査設計・積算マニュアル機材編」を、その他については「無償資金協力を係る報告書等作成のためのガイドライン（2015 年 4 月改訂版）」を参照する。

- 注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(最新版)」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

以 上

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2019年3月上旬より第1次現地調査（現地調査（OD））を行い、その後国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2019年11月下旬に第2次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施することを想定する。2019年12月中旬までに概略設計概要資料（案）、2020年2月15日までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

（1）業務量の目途：約18.80M/M

（2）業務従事者の構成

業務従事者の構成は下記のとおり想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、担当分野の変更、統合、分割がある場合、理由を付して、プロポーザルで提案すること。

- 1) 業務主任者／送変電計画（2号）（評価対象者）
- 2) 変電設備（3号）（評価対象者）
- 3) 送電設備
- 4) 系統解析／保護制御
- 5) 施設設計／自然条件
- 6) 調達計画／積算
- 7) 環境社会配慮

3. 配布資料

- 1) 無償資金協力要請書
- 2) 要請代替案にかかる TANESCO のレポート
- 3) 要請代替案における段階的開発の例（図）

4. 公開資料

- 1) ダルエスサラーム電力システムマスタープラン策定・更新支援プロジェクト
全国電力システムマスタープラン 報告書
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12288486_01.pdf
- 2) ダルエスサラーム電力システムマスタープラン策定・更新支援プロジェクト
ダルエスサラーム 電力システムマスタープラン 報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12288494.pdf>

5. 閲覧資料

なし

6. 機構からの参加団員

第一次及び第二次現地調査には機構からの調査団参加を予定している（各 5～10

日を目途)。それぞれの現地調査における参加目的は以下のとおり。

(1) 第一次現地調査（現地調査（OD））

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の要請内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

7. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

(1) 地形調査

(2) 地質調査

(3) 課税項目および免税手続きに係る調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。なお、現地再委託費に関しては別見積もりとする。

8. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国無償資金協力（施設・機材等調達方式）として実施される場合、機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

(2) 業務主任者の同行

現地調査に関し、業務主任者は、機構からの参加団員滞在期間中原則として当該団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 効率的な現地調査の計画・実施

現地調査は、効率的な行程を計画・実施をすること。必要に応じて、複数回の渡航に分割して実施することも可とする。プロポーザルでは、この点も踏まえて要員配置計画を提案すること。

(4) 安全への配慮

現地作業に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、現地作業に先立ち必ず以下を行うこと。

- 1) 外務省「たびレジ」へ渡航予定の業務従事者全員を登録

2) 全業務従事者の「安全対策研修」(Web)受講

3) 機構タンザニア事務所への緊急連絡先・メーリングリスト登録情報の提供

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、機構本部、機構タンザニア事務所、在タンザニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載し、現地作業時も適宜機構に提出する。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 11 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または機構担当者に速やかに相談するものとする。

以上

タンザニア国「キネレジーウブンゴ電力供給強化計画」準備調査
自然条件調査仕様書（案）

1 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

これらの調査については現地再委託を認める。また所要の費用は見積もりに含めない（外／別積り）ものとする。

2 調査項目

(1) 地形調査

調査目的：機材・施設の設置計画に必要な地形の情報を把握する。
調査位置：ダルエスサラーム市キネレジ発電所及びムブラハチ変電所
調査方法：平板測量、縦横断測量
実施方法：現地再委託
成果品：測量図、縦横断図、既設構造物・地中埋設物の位置測量結果

(2) 地質調査

調査目的：機材・施設の設置計画に必要な地質の情報を把握する。
調査位置：ダルエスサラーム市キネレジ発電所及びムブラハチ変電所敷地内
（それぞれボーリング2箇所×2=4本程度）
調査内容：ボーリング調査（深さ20mを想定）、標準貫入試験、室内試験等
実施方法：現地再委託
成果品：地質調査報告書

以上

